

霧島市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表

訪問介護相当サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				事業対象者・要支援1・2(週1回程度)
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				事業対象者・要支援1・2(週2回程度)
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につ き	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) ※1月の中で全部で5~8回まで	272		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) ※1月の中で全部で9~12回まで	287		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス) ※1月の中で全部で22回まで	167		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%		減算
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%	加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%	加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%	加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	加算
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の 10%		加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10%		加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%	加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%	加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200	単位加算	200

A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	単位加算		100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	単位加算		200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の	137/1000	加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の	100/1000	加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の	55/1000	加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の		90%	加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の		80%	加算	
A2	6278	訪問型独自サービス介護職員等特定処遇改善加算	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の	63/1000	加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の	42/1000	加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の	1/1000	加算	1月につき